

【事案Ⅱ－3】入院・手術共済金請求

・2023年10月2日 裁定申立て取下げ

<事案の概要>

申立人は、「左胸壁腫瘍(デスモイド腫瘍)」の診断名により、入院治療および「胸壁悪性腫瘍手術」を行ったことから、被申立人に対して医療共済金を請求したところ、主契約にかかる入院、手術共済金は支払われたが、がん重点保障特則にかかる共済金が支払われなかったことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2023年2月28日から3月10日までの12日間の手術を含む入院について、医療共済のがん重点保障特則にかかる共済金320,000円を支払え。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人に提出した診断書の手術欄には、「胸壁悪性腫瘍手術」と明記されており、当該腫瘍が肋骨3本に浸潤していたため切除したことから、約款・事業規約に定める「がん重点保障特則にかかる共済金」の支払対象である悪性腫瘍(悪性新生物)に相当することが明白である。
- (2) 診断書の悪性新生物・上皮内新生物欄に「デスモイド腫瘍」と記載されており、デスモイド腫瘍が悪性新生物であることを証明していること。
- (3) 約款・事業規約に規定する「対象となる悪性新生物」を、厚労省の基本分類コードにより分類して、一方的な判断で基本分類コード「D481」にあたるとして、がん重点保障特則にかかる共済金の支払を拒絶しているが、申立人が発症した腫瘍については、約款・事業規約のがん重点保障特則に則って当該共済金全額が支払われるべきものとする。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 約款・事業規約の規定

被申立人と申立人との間で約定されている「医療共済約款・事業規約」では、がん重点保障特則に関する共済金の支払について、「被共済者が悪性新生物(別表 対象となる悪性新生物)または脳腫瘍により入院し、または手術もしくは放射線治療を受けた場合は、その入院または手術もしくは放射線治療にかかる共済金の額は、約款・事業規約により支払われることとなる共済金の額の2倍に相当する額とします」

と規定されている。なお、[別表 対象となる悪性新生物]については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD10 準拠」に基づき対象の基本分類コードを規定している。

(2) 調査および支払可否判断

① 本件傷病が[別表 対象となる悪性新生物]の定義に該当するかを判断するため、被申立人は、当団体の顧問医に照会したところ、以下の見解を得た。

「[デスマイオイド腫瘍(原発)]については、基本分類コード(ICD10コード)の「D481」となり、約款・事業規約に定める[別表 対象となる悪性新生物]に該当しない。」

② 被申立人は、前記の顧問医見解に基づき、本件傷病は医療共済契約に定める「対象となる悪性新生物」の定義に該当せず、がん重点保障特則に関する共済金の支払対象ではないと判断した。

<裁定の概要>

被申立人の答弁内容等を踏まえ、申立人より裁定申立取下書が提出されたことから、裁定手続の終了となった。